

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社石川組（法人番号9410001006541）
業者の住所：秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3
2. 指名停止措置期間：令和3年1月26日から令和3年2月25日まで
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
（株）石川組は、元請負人が秋田県内で請け負った建設工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して当該工事を一括して請け負ったことが同法第28条第1項第4号に該当するとして、令和2年11月20日、秋田県知事より指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

○「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

記7 付表第2関係

(6) 建設業法違反行為（第13号及び第14号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 省略

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合